

2018年2月吉日

関係者各位

厚生労働省労働基準局  
労働条件政策課

トラック運転者の労働時間改善に向けたパンフレット等の送付について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

トラック運転者の長時間労働を解決するためには、荷主の協力を得ることが不可欠です。厚生労働省においては、平成27年度に国土交通省とともにトラック運送事業者、荷主が参画する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び全国47都道府県に設置し、トラック運転者の労働時間に関する実態調査や、労働時間の短縮に向けた実証実験（パイロット事業）、適正な運賃・料金収受に向けた新たなルールの策定等の取組を行ってきました。さらに平成30年度には、実証実験の成果を活用し、トラック運転者の長時間労働の是正に向けたガイドラインを策定したところです。

厚生労働省では、こうした取組の一環として、「平成30年度 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」を実施しており、本事業において今般、以下の啓発用資料を作成いたしました。

●荷主と運送事業者のための トラック運転者労働時間削減に向けた改善ハンドブック

荷主と運送事業者が、トラック運転者の労働時間削減に取り組む際の”手掛かり”を整理したハンドブックです。チェックシートに答えることによって、取り組むべき課題を明らかにすることができます。

●荷主のための物流改善パンフレット ～運送事業者の事業環境改善に向けて～

大切なパートナーである運送事業者の事業環境の改善に向けて、荷主に理解し、実行してほしいことをまとめています。

つきましては、上記ハンドブック及びパンフレットを送付致しますので、何卒趣旨をご理解頂き、トラック運転者の長時間労働の時間の是正に向けて、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

<問合せ先>

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課

TEL : 03-5253-1111 (内線 5389)